(五)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
23,200	23,300	2,080	1,870	1,655	1,435	1,220	1,005	790	615	7,880	665
23,300	23,400	2,105	1,890	1,670	1,455	1,240	1,025	805	625	7,930	673
23,400	23,500	2,120	1,905	1,690	1,475	1,255	1,040	825	635	7,980	682
23,500	23,600	2,140	1,925	1,705	1,490	1,275	1,060	845	645	8,040	690
23,600	23,700	2,160	1,940	1,725	1,510	1,295	1,080	860	655	8,090	698
23,700	23,800	2,180	1,960	1,745	1,530	1,315	1,100	885	670	8,140	706
23,800	23,900	2,200	1,980	1,765	1,550	1,335	1,125	905	690	8,190	714
23,900	24,000	2,220	2,000	1,785	1,570	1,355	1,145	925	710	8,240	722
24,000円		2,230	2,010	1,795	1,580	1,370	1,155	935	720	8,290	731
24,000円を超え26,500円に満たない金額		24,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の20.42％に相当する金額を加算した金額								8,290円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額	731円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の10.21％に相当する金額を加算した金額
26,500円		2,740	2,520	2,305	2,095	1,880	1,665	1,445	1,230		986
26,500円を超え32,500円に満たない金額		26,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち26,500円を超える金額の23.483％に相当する金額を加算した金額									986円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち26,500円を超える金額の20.42％に相当する金額を加算した金額
32,500円		4,150	3,930	3,715	3,505	3,290	3,075	2,855	2,640		2,211
32,500円を超え58,000円に満たない金額		32,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の33.693％に相当する金額を加算した金額									2,211円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の25.525％に相当する金額を加算した金額

(六)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
58,000円		12,745円	12,525円	12,310円	12,100円	11,885円	11,670円	11,450円	11,235円	22,180円	8,720円
58,000円を超え71,000円に満たない金額		58,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額								22,180円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の45.945％に相当する金額を加算した金額	8,720円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の33.693％に相当する金額を加算した金額
71,000円		18,210円	17,990円	17,775円	17,560円	17,345円	17,130円	16,910円	16,700円		
71,000円を超え72,500円に満たない金額		71,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち71,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額									
72,500円		19,005円	18,785円	18,570円	18,355円	18,145円	17,930円	17,710円	17,495円		
72,500円を超え73,500円に満たない金額		72,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち72,500円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額									
73,500円		19,600円	19,380円	19,165円	18,950円	18,735円	18,520円	18,300円	18,085円		
73,500円を超え75,000円に満たない金額		73,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち73,500円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額									
75,000円		20,395円	20,175円	19,960円	19,745円	19,530円	19,315円	19,095円	18,885円		
75,000円を超え116,500円に満たない金額		75,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち75,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額									